

新型コロナウイルス関連の医療機関経営情報

新型コロナ感染拡大防止のため、日々最前線でご活躍いただいている先生方に御礼申し上げます。京都保険医新聞でもご紹介している通り、京都府保険医協会は国、京都府へ医療提供体制の確保、医療従事者の生命を守る支援を求め、数次にわたる提言・意見書の提出、マスクをはじめとした医療資機材の確保要望など、様々な取組みを進めております。また、本年4月の診療報酬改定と重なる形で、国から次々に発出される新型コロナウイルス感染症対応のための臨時的措置を逐一、グリーンペーパーやファクスニュースで情報提供し、会員の先生方からの照会にお答えさせていただいています。同時に算定要件や取り扱いの改善を求める要望活動も引き続き強めているところです。

協会の主張や診療報酬に関する情報は協会ホームページに逐次掲載しておりますので、ぜひともご覧ください。 <https://healthnet.jp/>

患者さんの生命を守るため、日夜奮闘されている会員の先生方の生命と経営を守るため、協会は全力で取組んでまいります。お困りごとは何なりと、ご連絡いただきますと幸いです。



<相談先> 京都府保険医協会 経営部会

TEL 075-212-8877 FAX:075-212-0707 e-mail info@hokeni.jp

新型コロナウイルス感染症拡大による医院経営への打撃 使える国・自治体の制度、協会の制度をご紹介します！

2020年5月7日現在

持続化給付金（国制度）

補正予算により創設される「持続化給付金」は、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少した中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者のほか、医療法人や社会福祉法人も対象となりました。

給付額 法人上限200万円、個人事業者上限100万円

詳しくは、

持続化給付金事業 コールセンター

直通番号:0120-115-570 IP電話専用回線:03-6831-0613

受付時間:8時30分～19時00分（5月・6月(毎日)、7月から12月(土曜日を除く)）

持続化給付金申請方法については、ホームページ「持続化給付金」で検索してください。

納税猶予・納付期限の延長

基本的にすべての税・社会保険料を対象に無担保かつ延滞税なしで1年間納付を猶予。

詳細は「国税庁」で検索、徴収猶予等についての具体的な相談は市区町村にお願いします。

雇用調整助成金（国制度）

厳しい状況の中にあっても、事業主に雇用を維持していただくため、雇用調整助成金について申請書類の簡素化や助成率の引上げ等を実施してきましたが、さらに休業手当を支払うことが厳しい企業においても、労働基準法上の基準(60%)を超える高率の休業手当が支払われ、また、休業等要請を受けた場合にも労働者の雇用の維持と生活の安定が図られるよう、解雇等を行わず雇用を維持する中小企業に対し、

(1) 都道府県知事からの休業等の要請を受けた場合は、一定の要件のもとで、休業手当全体の助成率を100%にするとともに、

(2) 要請を受けていなくても、休業手当について60%を超えて支給する場合には、その部分に係る助成率を100%にすることとなりました。(令和2年4月8日以降の休業等に遡及して適用)

ハローワークで雇用調整助成金の相談・申請を受け付けています。

<お問い合わせ先>

助成金センター 075-241-3269

…京都市、亀岡市、南丹市、向日市、長岡京市、八幡市、船井郡、乙訓郡

ハローワーク宇治 0774-20-8609

…宇治市、城陽市、久世郡、綴喜郡のうち宇治田原町

ハローワーク京都田辺 0774-65-8609

…京田辺市、綴喜郡のうち井手町、相楽郡のうち精華町

ハローワーク木津 0774-73-8609

…木津川市、相楽郡のうち笠置町、和束町、南山城村

ハローワーク福知山 0773-23-8609

…福知山市

ハローワーク綾部 0773-42-8609

…綾部市

ハローワーク舞鶴 0773-75-8609

…舞鶴市

ハローワーク峰山 0772-62-8609

…京丹後市

ハローワーク宮津 0772-22-8609

…宮津市、与謝郡

検討中の特例措置策について

「失業手当」

新型コロナウイルス感染症の影響で休業を余儀なくされている人を対象に、失業した場合と同じ手当を支給する特例措置。

失業手当 → 従業員がハローワークで申請し、国が直接、従業員に支払う。

医療関係施設等に対する優遇融資

独立行政法人福祉医療機構

新型コロナウイルス感染症によって事業停止などになった医療・福祉関係施設に対し、優遇融資を実施しています。

詳しい条件や融資のご相談は、

①医療貸付事業 大阪支店 医療審査課融資相談係 06-6252-0219

②福祉貸付事業 大阪支店 福祉審査課融資相談係 06-6252-0216

独立行政法人福祉医療機構ホームページをご覧ください。

これらの制度については、変更される可能性がありますのでそれぞれのホームページなどでご確認をお願いします。

IT導入補助

ITツール導入による業務効率化等を支援します。

中小企業・小規模事業者が補助対象

IT導入補助についてのお問い合わせは

一般社団法人 サービスデザイン推進協議会 0570-666-424 受付時間9:30～17:30

「特別家賃支援給付金」(仮称) 検討中

新型コロナウイルスの感染拡大で家賃支払いが難しくなった中小・小規模事業者や個人事業主の支援策のとして、全ての業種を対象。

融資と助成を組み合わせ、家賃支払いで苦しむテナント(借り手)に、政府系金融機関や民間金融機関などから無利子・無担保で融資する。そのうえで、半年間の家賃の3分の2に相当する額を国が「特別家賃支援給付金」(仮称)として、事後に給付する。

支援は、

〈1〉1か月の売り上げが前年同月比で50%以上減

〈2〉3か月の売り上げが30%以上減

となった事業者が対象となる。

具体的な減収幅については今後、見直す可能性がある。

1か月あたりの助成額は、

中小・小規模事業者が50万円、個人事業主は25万円を上限としている

京都府保険医協会制度融資(運転資金)

保険医協会では、事業用運転資金を低利で斡旋しています。新型コロナウイルス感染症によるこの緊急事態に協会の手数料を無料化していますので、ぜひご検討ください。

運転資金 1年(短期)・3年(中期)・5年(長期) 2020年11月委員会申し込み分まで。

詳しくは保険医協会までご連絡ください。 075-212-8877

新型コロナウイルス感染症に関する雇用管理

【労働基準法第 26 条】 使用者の責に帰すべき事由による休業の場合においては、使用者は、休業期間中当該労働者に、その平均賃金の百分の六十以上の手当を支払わなければならない。

つまり、原理原則として、事業主の都合による休業をした場合は従業員へ休業手当(平均賃金 60%以上)の支払い義務が発生し、事業主の都合によらない休業であれば、休業手当の支払いは不要になります。(平均賃金の計算方法は、月刊保団連「医院経営と雇用管理 2019」P64 参照)

新型コロナウイルス感染症に関して相談の多い事項を以下にまとめました。休業手当の支払い要不要の事例は、原理原則の考え方です。実際は、個別の事情を総合して判断されます。また、今後、国から新たな基準が示される可能性がありますのでご注意下さい。

休業手当を支払う必要がある場合

●従業員に風邪症状が出た場合

例: 労務可能であるが事業主の自主判断で休ませる場合

●医院を休診する場合

例: 感染予防のための休診

●医院の診療時間を短縮する場合

例: 患者数減のために診療時間を短縮する場合

休業手当の支払いが不要の場合

●従業員に風邪症状が出た場合

例: 明らかに労務不能の場合、従業員が自主的に休んだ場合

→ 通常の病欠での対応(年次有給休暇の取得等)

※ただし、感染疑いがある、また発熱があることのみで労務不能にあたるかの基準は明確でない。

●従業員が感染し休ませる場合

※要件を満たせば、各保険者から傷病手当金が支給されますので、確認下さい。

協会けんぽ: 被保険者は傷病手当金あり ※被扶養者はない

市町村国保: 厚労省は3月 24 日、各自治体に新型コロナウイルスに感染した被用者に傷病手当金を適用するよう通知を出しました。被用者として給料をもらっている人で、新型コロナウイルスに感染・感染疑いがある場合が対象になります。

※京都市、長岡京市、向日市、京丹波町は5月 11 日現在適用されています。それ以外の自治体については、各市町村・国民健康保険組合にお問い合わせ下さい。

京都府医師国保: 組合員は傷病手当金あり ※准組合員は療養手当金

●医院を休診する場合

例: 保健所から休診の指示が出た場合

労災の適用について

厚生労働省の「新型コロナウイルスに関する Q&A(労働者の方向け)」で、下記が示されました。(5月8日時点版)

問2 医師、看護師などの医療従事者や介護従事者が、新型コロナウイルスに感染した場合の取扱いはどのようになりますか。

答) 患者の診療若しくは看護の業務又は介護の業務等に従事する医師、看護師、介護従事者等が新型コロナウイルスに感染した場合には、業務外で感染したことが明らかである場合を除き、原則として労災保険給付の対象となります。

※その他参考: 厚生労働省「新型コロナウイルスに関する Q&A(企業の方向け)」